

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年六月二十六日奈良県指令建第一〇二一―三号

令和二年五月八日奈良県指令建第一〇二一―二三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月五日建第九六四四号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月五日建第五六一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市辻町八六番四、八六番六、八六番七、八六番八、八六番九、八六番一〇、八

六番一一及び八六番一二（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区船場中央三丁目二番八号

株式会社京阪奈不動産 代表取締役 山本多久男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市辻町八六番四

下水道 生駒市辻町八六番四の一部

水路 生駒市辻町八六番六

一 許可番号

令和二年三月二十七日奈良県指令建第一〇四一―八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月五日建第九六四五号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月五日建第五六一一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市上中二五二番一、二五二番八、二五三番一、二五三番八、二五三番九、二五

五番一、二五五番四及び一〇三一一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一

株式会社西松屋チエーン 代表取締役社長 大村禎史

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 香芝市上中二五五番四

一 許可番号

令和二年二月五日奈良県指令建第一〇四一五四号

令和二年五月二十七日奈良県指令建第一〇四一五四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月五日建第九六四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字大塚八八二番一及び八八六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東成区神路一丁目三番一八号

株式会社ブレス 代表取締役 上村敏彦